

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	修文大学短期大学部
設置者名	学校法人修文学院

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学共通科目	学部等共通科目	専門科目	合計		
	生活文化学科	夜・通信	0	0	63	63	7	
	幼児教育学科第一部	夜・通信		0	41	41	7	
	幼児教育学科第三部	夜・通信		0	47	47	7	
(備考)								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

大学ホームページ https://www.shubun.ac.jp/outline/about/
--

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	修文大学短期大学部
設置者名	学校法人修文学院

1. 理事（役員）名簿の公表方法

ホームページ https://www.shubun.ac.jp/outline/about/ 令和2年度事業報告 4ページ目に記載
--

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	株式会社 役員	2020.4.1 ～ 2024.3.31	組織運営体制への チェック機能
非常勤	衆議院議員	2020.4.1 ～ 2024.3.31	組織運営体制への チェック機能
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	修文大学短期大学部
設置者名	学校法人修文学院

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 授業計画書(以下シラバスという)の作成過程は、次年度の開講科目および科目担当者の決定がなされる前年度後期に、授業担当者に作成要領を配布してシラバスの作成を依頼する。回収後は教務委員会を通じ第三者チェックを行い、シラバスの記載内容に不備がある場合は指摘事項を担当者に伝える。また、教務課員の内部校正において授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の明示、学修時間の確保など必要項目が記載されているか確認をする。校正を経たのち、3月下旬にPDF化したものを教員に配布する。学生へは4月のオリエンテーション時に全員に配布する。また、シラバスは学内外からも閲覧できるようにホームページに掲載する。</p>	
授業計画書の公表方法	ホームページ http://www.shubun.ac.jp/educate/syllabus/
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 成績評価はシラバスの各科目に記載された成績評価方法に従い、試験またはレポートのほか各科目で指示された授業内での評価を含めて成績評価がなされる。科目担当者は学習意欲の把握の為に、必ず出席・欠席をとり、受講中の態度も含めて状況の悪い学生については担任に報告され、改善指導がなされる。学則、定期試験規程に定められた出席日数が不足する場合は定期試験の受験が不可となり、当該科目は不合格となる。定期試験の結果およびシラバスに定められた成績評価基準により、厳格かつ適正な評価の単位が授与される。成績についての異議申し立てがある場合には、成績評価の資料を求めに応じて開示する。</p>	
<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 本学の成績評価は4段階(A・B・C・D)でDは不合格となる。GPAの計算方法はGPA制度に関する規程に従い、GPはA=4、B=3、C=2、D=0とし、各評価のGPとその修得した単位数を乗じた総和を履修登録単位数で除した数値の小数点以下第二位までをGPAとして表示する。小数点以下第三位の数値は四捨五入とする。成績通知においては累計のほかに各学年、学期毎のGPAも表示して成績の動向を把握することができる。</p>	
客観的な指標の算出方法の公表方法	学生便覧、ホームページ https://www.shubun.ac.jp/outline/about/

<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>【生活文化学科】 以下の能力を有する学生に短期大学士の学位を授与します。 1. 生活者として教養を深め、生活を客観的に把握し、自ら問題を発見し、様々な人と協同して解決していくことができる。 2. 社会人として必要なビジネスマナーの基本を修得している。 3. 各分野のスペシャリストとして専門的、実践的な技術を修得している。</p> <p>【幼児教育学科】 ディプロマポリシー ・子ども・子育て支援に適切に対応できる知識・倫理観を身につけている。 ・子どもの広い関心や意欲を育てる保育技術・指導力を身につけている。 ・保育者集団の中で、協働できるルール・マナーを身につけている。</p>	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	ホームページ 【生活文化学科】 http://www.shubun.ac.jp/educate/dept_life_culture/range_study/ 【幼児教育学科第一部】 【幼児教育学科第三部】 http://www.shubun.ac.jp/educate/dept_child/range_study/

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	修文大学
設置者名	学校法人修文学院

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.shubun.ac.jp/outline/about/
収支計算書又は損益計算書	https://www.shubun.ac.jp/outline/about/
財産目録	https://www.shubun.ac.jp/outline/about/
事業報告書	https://www.shubun.ac.jp/outline/about/
監事による監査報告(書)	https://www.shubun.ac.jp/outline/about/

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称:)	対象年度:)
公表方法:	
中長期計画(名称:)	対象年度:)
公表方法:	

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法: https://www.shubun.ac.jp/outline/selfevaluation/

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法: https://www.shubun.ac.jp/outline/evaluation/

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 健康栄養学部、看護学部、医療科学部
教育研究上の目的 (公表方法: ホームページ http://www.shubun.ac.jp/outline/about/)
(概要) 教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、修文学院の設置目的である国家、社会に貢献する人材を育成することを基本目的として、一般教養と密接な関連の下に深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を養う大学教育を施し、円満な人格と豊かな情操を涵養し、平和社会の福祉に貢献することのできる社会に有為な人材を育成することを目的とする。 各学科では、建学の精神にそって、以下のように教育目的を定めています。 【生活文化学科】 開学当初の家政科から平成 4 年に名称を現行の生活文化学科に変更したが、建学の精神を教育理念とし、「豊かな人間性と確かなマナー」を身につけた社会が求める人材の育成にあたっている。21 世紀をむかえて、わが国は世界一の長寿国となる一方で高齢化、少子化などの諸問題に、また豊かな消費生活の陰では深刻な資源・環境問題に直面するにいたっている。生活文化学科においては生活者の視点からこれらの諸問題に取り組み、実戦的なスキルを目指している。 【生活文化学科の教育目標】 (1) 生活者として教養を深め、生活を客観的に把握し、自ら問題を発見し、様々な人と協働して解決していくことができる。 (2) 社会人に必要な知識や技術をもち、自らのスキルを向上するための努力を継続することができる。 (3) 各分野のスペシャリストとして、専門的な知識や技術を修得し、社会に貢献することができる。 【幼児教育学科第一部】 昭和 37 年の保育課開設以来、建学の精神である「社会に貢献できる人材の育成」を教育理念とし、保育の専門性と社会人としての豊かな教養を備えた保育者の養成にあたってきた。いま、子供の育ちや子育てをとりまく環境の大きな変化に対応できる、質の高い保育者が求められている。 本学科は、人としての思いやりと保育に対する使命感を持ち、専門の知識、技術、そして実践的指導力を備え、社会の一員として、またチームで適切に行動できる人材の育成を目指している。そして、子供の生活に寄り添いながら「心身ともに調和のとれた資質」や「生きる力」「主体性」を育むことのできる保育者、現場に強い保育者、子供から、親から、地域の人々から信頼される保育者の要請に努めている。 【幼児教育学科の第一部の教育目標】 (1) 保育者として社会に貢献できる人材の養成 (2) 専門職としての使命感と知識、実戦的な技能・指導力を備えた現場に強い保育者の養成 (3) マナーをわきまえ、チームで働く力を備え、社会人として評価される保育者の養成 (4) 子ども、保護者、地域から愛され、信頼される保育者の養成 【幼児教育学科第三部】 幼児教育学科第三部は働きながら学ぶ学生のために、昼間二交代制、修業年限 3 年の課程として開設された。しかし、社会の変化とともに学生のニーズも変わり、それ

に対応するために、平成 22 年度より、第三部開設の趣旨を受け継ぎながら、授業形態は午前のみ（修業年限は 3 年）としている。

本学科第三部の理念・目的、教育目標は第一部と変わるところはない。

卒業の認定に関する方針（公表方法：ホームページ）

【生活文化学科】

http://www.shubun.ac.jp/educate/dept_life_culture/range_study/

【幼児教育学科第一部】 【幼児教育学科第三部】

http://www.shubun.ac.jp/educate/dept_child/range_study/

（概要）

【生活文化学科】

以下の能力を有する学生に短期大学士の学位を授与します。

1. 生活者として教養を深め、生活を客観的に把握し、自ら問題を発見し、様々な人と協働して解決していくことができる。
2. 社会人として必要なビジネスマナーの基本を修得している。
3. 各分野のスペシャリストとして専門的、実践的な技術を修得している。

【幼児教育学科】

- ・子ども・子育て支援に適切に対応できる知識・倫理観を身につけている。
- ・子どもの広い関心や意欲を育てる保育技術・指導力を身につけている。
- ・保育者集団の中で、協働できるルール・マナーを身につけている。

教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法：ホームページ）

http://www.shubun.ac.jp/pdf/about/r3-1_educational_research.pdf

【生活文化学科】

http://www.shubun.ac.jp/educate/dept_life_culture/range_study/

【幼児教育学科第一部】 【幼児教育学科第三部】

http://www.shubun.ac.jp/educate/dept_child/range_study/

（概要）

【生活文化学科】

以下の方針で教育課程を編成し、実施します。

1. 基礎教養、専門知識・技能を身につける体系的な教育課程を編成します。
2. 基礎教養課程においては豊かかつ柔軟な人間性を育み、学問の世界に踏み込むにあたり広く深い見識を身に付けることで、専門課程で学ぶための基本的素養・能力を養うことを目的とします。
3. 専門教育課程においては、「生活者としての理解」「ビジネススキルの理解」「スペシャリストとしての理解」から成る教育課程を編成します。
4. 「生活者としての理解」は生活者として教養を深め、生活を客観的に把握し、自ら問題を発見し、様々な人と協働して解決していくことができる力を育成します。
5. 「ビジネススキルの理解」は社会人に必要な知識や技術をもち、自らのスキルを向上するための努力を継続することができる力を育成します。
6. 「スペシャリストとしての理解」は各分野のスペシャリストとして各種資格取得をめざし、資格を活かして社会に貢献することができる力を育成します。
7. 講義、演習、実習、インターンシップ等を通して、学生の主体的な学びを推進します。
8. 学修の過程を含めた成果全体を把握し、成績評価の方法・基準に基づき、適切に評価します。

<p>【幼児教育学科第一部】 【幼児教育学科第三部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の目的と使命、子ども理解に関わる専門知識を体系的に学びます。 ・保育の内容・方法など保育実践に必要な技術・技能を学びます。 ・保育者、社会人としての規範意識やルールを学びます。
<p>入学者の受入れに関する方針（公表方法：本学ホームページ、大学案内）</p> <p>【生活文化学科】</p> <p>https://www.shubun.ac.jp/educate/dept_life_culture/range_study/</p> <p>【幼児教育学科第一部】 【幼児教育学科第三部】</p> <p>https://www.shubun.ac.jp/educate/dept_child/range_study/</p>
<p>（概要）</p> <p>【生活文化学科】</p> <p>修文大学短期大学部生活文化学科は、建学の精神「国家社会に貢献できる人材の育成」のもと、医療事務、ビジネス、製菓に関連した分野で活躍できる人材の育成に取り組んでいます。生活文化学科では生活文化学科ディプロマポリシーを達成するために必要な次のような人の入学を求めています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社会に貢献できる人材になろうという明確な意思を持ち、各分野のスペシャリストとしての知識や技術を修得する意欲のある人。 2. 2年間の学修を継続するために必要な基礎学力を備えている人。 3. 集めた情報や自分の考えを分かりやすく表現し伝えようとしている人。 4. 学習やクラブ活動等に主体的に取り組み、他者と協働するコミュニケーション能力を備えた人。 <p>【幼児教育学科第一部】 【幼児教育学科第三部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもへの深い関心があり、健やかな成長を強く願う人。 ・保育に関わるピアノや造形的活動など、積極的に学ぶ意欲のある人。 ・みんなと協力・分担して、物事を進める前向きな姿勢のある人。

②教育研究上の基本組織に関すること

<p>公表方法：ホームページ http://www.shubun.ac.jp/outline/structure/</p>
--

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織 の名称	学長・ 副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
－	0人	－					0人
生活文化学科	－	3人	1人	1人	0人	3人	8人
幼児教育学科	－	5人	2人	4人	2人	0人	13人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長			学長・副学長以外の教員				計
1人			67人				68人
各教員の有する学位 及び業績 (教員データベース 等)	公表方法：ホームページ 【生活文化学科】 http://www.shubun.ac.jp/educate/dept_life_culture/instructor/ 【幼児教育学科第一部】 【幼児教育学科第三部】 http://www.shubun.ac.jp/educate/dept_child/instructor/						
c. FD（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
生活文化学科	100人	69人	69.0%	200人	127人	63.5%	0人	0人
幼児教育学科 第一部	50人	23人	46.0%	100人	34人	34%	0人	0人
幼児教育学科 第三部	80人	66人	82.5%	260人	198人	76.1%	0人	0人
合計	230人	158人	68.7%	560人	359人	64.1%	0人	0人
(備考)								

b. 卒業者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
生活文化学科	100人 (100%)	3人 (3.0%)	80人 (80.0%)	17人 (17.0%)
幼児教育学科 第一部	31人 (100%)	0人 (0.0%)	29人 (93.5%)	2人 (6.5%)
幼児教育学科 第三部	69人 (100%)	0人 (0.0%)	67人 (97.0%)	2人 (2.9%)
合計	200人 (100%)	3人 (1.5%)	176人 (88.0%)	21人 (10.5%)

<p>(主な進学先・就職先) (任意記載事項)</p> <p>[生活文化学科]岐阜市役所、本巣市役所、笠松病院、岩砂病院、船戸クリニック、中部眼科、一宮整形外科、丹菊整形外科、大興建設(株)、ゲンキー(株)、(株)バローホールディングス、岐阜ダイハツ販売(株)、(株)サマンサタバサジャパンリミテッド、(株)ジェイアール東海高島屋、篠田(株)、田澤電材(株)、(株)第一設計、日本レストランシステム(株)、(株)フランセヤノ、(株)モン・モ・ディス、ジャン・ノエル、(株)オールハーツカンパニー 他</p> <p>[幼児教育学科](公務員保育士…一宮市、稲沢市、小牧市、犬山市、弥富市、阿久比町、岐阜市、垂井町、菰野町など)今伊勢真光幼稚園、おじま幼稚園、北方幼稚園、鶴田幼稚園、はばたき幼稚園、豊明幼稚園、杉山学園、大和保育園、あさひ保育園、末広保育園、研修南保育園、草平保育園、波の音こども園、梅林こども園、大山田北保育園、三重愛育保育園、七宝こども園、どんぐり保育園、ハートピア保育園、高山社会福祉会など</p> <p>(備考)</p>

c. 修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年者数、中途退学者数 (任意記載事項)					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業生数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

<p>(概要)</p> <p>授業計画書(以下シラバスという)の作成過程は、次年度の開講科目および科目担当者の決定がなされる前年度後期に、授業担当者に作成要領を配布してシラバスの作成を依頼する。回収後は教務委員会を通じ第三者チェックを行い、シラバスの記載内容に不備がある場合は指摘事項を担当者に伝える。また、教務課員の内部校正において授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の明示、学修時間の確保など必要項目が記載されているか確認をする。校正を経たのち、3月下旬にPDF化したものを教員に配布する。学生へは4月のオリエンテーション時に全員に配布する。また、シラバスは学内外からも閲覧できるようにホームページに掲載する。</p>
--

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

<p>(概要)</p> <p>成績評価はシラバスに記載された各科目の成績評価方法に従い、試験またはレポートのほか各科目で指示された授業内での評価を含めて成績評価がなされる。</p> <p>科目担当者は学習意欲の把握の為に、必ず出席・欠席をとり、受講態度も含め、学修状況の悪い学生については担任に報告され、改善指導がなされる。</p> <p>学則、履修規程、試験規程に定められた出席日数が不足する場合は定期試験の受験資格を喪失し、当該科目の単位は修得できない。定期試験の結果およびシラバスに定められた成績評価基準により、厳格かつ適正な評価の単位が授与される。</p>
--

学部名	学科名	卒業に必要となる 単位数	G P A制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
	生活文化学科	62 単位	有・無	単位
	幼児教育学科第一部	62 単位	有・無	単位
	幼児教育学科第三部	62 単位	有・無	単位
G P Aの活用状況 (任意記載事項)		公表方法 :		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法 :		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：ホームページ https://www.shubun.ac.jp/campus/campus_facility/

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考 (任意記載事項)
	生活文化学科	660,000 円	200,000 円	350,000 円	教育諸費
	幼児教育学科 第一部	660,000 円	200,000 円	350,000 円	教育諸費
	幼児教育学科 第三部	330,000 円	200,000 円	170,000 円	教育諸費

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組 (概要) 「地域課題とその解決策」をテーマに、アクティブラーニングを取り入れた授業展開を実施している。また、国際化社会に対応しうる人材育成のため毎年「ヨーロッパ研修」を実施し、国際感覚を養っている。 入学前から基礎科目を中心にリメディアル教育を行い、入学後も学生に対して引き続き実施している。生活文化学科においては、コースごとのインターンシップや実習を支援し、社会人としての基本的なビジネスマナーを身につけさせており、コースごとの資格取得支援にも力を入れている。幼児教育学科においても幼稚園、保育所、施設実習に向けて保育者として必要な技術・マナーを身につけさせることに力を入れている。
b. 進路選択に係る支援に関する取組 (概要) 進路支援については学生支援センターと担任とが進路支援委員会を通じて情報交換をしながら学生の進路支援を行っている。ガイダンスの取組については、生活文化学科は、製菓コースを除く3コースが1年次後期に「キャリアデザイン」(15回開催、選択・単位制)を開講し、就職支援講座を行っている。製菓コースにおいては、1年次後期に5回の就職ガイダンスを開催している。 幼児教育学科については、第一部・第三部共に1年次(第三部は2年次)後期に5回の就職ガイダンスを開催している。 また、担任制のため進路に関して担任が個々の相談にのり指導している。

c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組

(概要)

健康に関しては年1回健康診断を行っている。普段は医務室の看護師が体調不良の学生のケアをしたり怪我の手当てを行ったりしている。心の悩みについては学内に「学生相談室」を設置し、専門資格のある相談員が心の悩みの相談・ケアを行っている。また、それ以外の学生生活上の悩みなどは主に担任が相談にのっている。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：ホームページ <http://www.shubun.ac.jp/outline/about/>

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	修文大学短期大学部
設置者名	学校法人修文学院

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		31人	31人	33人
内 訳	第Ⅰ区分	21人	19人	
	第Ⅱ区分	－	－	
	第Ⅲ区分	－	－	
家計急変による支援対象者（年間）				－
合計（年間）				34人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定		0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間が標準時間数の5割以下)		0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況		0人	—
「警告」の区分に連続して該当		0人	0人
計		0人	—
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間		前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	—
3月以上の停学	0人
年間計	—
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含 む。）及び専門学校（修業年限が 2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数 の6割以下 (単位制によらない専門学校に あつては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の6割以下)		0人	0人
GPA等が下位4分の1		—	—
出席率が8割以下その他 学修意欲が低い状況		0人	0人
計		—	—
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。